

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
湯前町	上村 下村	令和4年2月18日	—

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	81.8 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積の合計	74.1 ha
③ 地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	35.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	21.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.8 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	8.9 ha
(備考)	

注1：③の「70歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

町の中心部に位置しているので鳥獣外の被害は少ないが、高齢化や担い手不足は他の地域と同様に懸念され、担い手の確保が難しい。耕作を継続していきたいものの、農地や水路等の維持管理が負担になっている経営体が多い。このため地域の農業者だけで農地を担っていくのは困難であるため、地域の担い手を育成、確保しつつも町内外で余力のある担い手や法人等にも協力をお願いする必要がある。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

本地区の農地利用については、中心経営体である認定農業者9経営体、その他中心経営体等6経営体で担っていき、地域で受け入れできない場合は町内の法人等へお願いする。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。